

柏市公設総合地方卸売市場再整備及び市場用地活用事業事業協力者
との事業推進に係る協定書（案）

柏市（以下「甲」という。）と、事業協力者（●●●●●株式会社又は●●●●●グループ等をいう。以下「乙」という。）は、柏市公設総合地方卸売市場再整備及び市場用地活用事業（以下「本事業」という。）の検討推進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、柏市公設総合地方卸売市場再整備及び市場用地活用基本計画を基に、本事業の推進に当たり、民間事業者の専門的な知見、技術、創意工夫及び市場用地活用に関するアイデアを取り入れ、本体事業者募集に向けた事業条件、要求水準書、整備手順、用地活用方針、事業スキーム等の精度向上を図るため、甲乙が相互に連携し、円滑に対話を行うことを目的とする。

（事業協力内容）

第2条 乙は、本協定並びに「柏市公設総合地方卸売市場再整備及び市場用地活用事業の検討推進に係る事業協力者募集要領」（以下「募集要領」という。）及び乙が提出した提案書その他提出資料（以下「提案書等」という。）を踏まえ、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について、意見、助言、情報提供、提案その他必要な協力を行うものとする。

- (1) 物流効率化，工期短縮，事業費圧縮，市民に親しまれる市場化に資する市場施設，企業誘致施設，一般向け飲食・物販機能，広場等の配置・施工計画についての意見交換
- (2) 管理費圧縮につながる市場施設等の管理についての提案
- (3) 市場業務との相乗効果，雇用・税収などの経済波及効果，防災力強化などまちづくりの視点等からの企業誘致施設等の利用計画についての情報提供
- (4) 事業費圧縮等につながる事業スキームについての助言
- (5) 事業スケジュールについての情報提供
- (6) 概算工事費，維持管理費等の情報提供
- (7) 市場用地活用による雇用増等経済波及効果に関する情報提供

(8) その他本事業推進に関する助言

- 2 乙は、前項に掲げる協力を通じ、甲が行う本事業の要求水準書、事業条件、施設配置、施工計画、維持管理条件、事業スキーム、事業スケジュールその他本体事業者募集に係る資料等の検討及び整理に必要な意見、助言、情報提供等を行うものとする。
- 3 乙は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、甲との対話に当たっては、本事業の目的及び趣旨を尊重するものとする。
- 4 甲乙は、本事業の検討に必要な範囲で、法令、守秘義務、第三者の権利その他正当な理由に反しない限りにおいて、必要な情報の共有に努めるものとする。
- 5 乙が本協定に基づく協力に要した費用は、乙の負担とし、甲は乙に対して委託料、報酬その他の対価を支払わない。

(対象区域及び事業対象範囲)

第3条 本協定の対象区域及び事業対象範囲は、募集要領第3章2「事業対象範囲」に示す範囲とする。ただし、仮設の設置、仮移転先その他本事業の検討に必要な事項については、甲乙協議の上、当該範囲外の事項を対話の対象とすることができる。

(推進体制及び窓口)

第4条 乙の代表事業者は●●●●●株式会社とし、甲との対応窓口となり、本事業に関する対話及び協議を円滑に進めることができるよう努めるものとする。

- 2 乙は、募集要領及び提案書等に基づき、対話の統括を行う責任者及び担当者を配置するものとする。
- 3 乙は、責任者又は担当者を変更しようとするときは、事前に甲へ届け出るものとする。この場合において、乙は、変更前の者と同等以上の能力及び経験を有する者を配置するよう努めるものとする。
- 4 甲は、本事業の推進のための体制を構築し、協議のための対応窓口を次のとおり設置する。

対応窓口：柏市 経済産業部 公設市場 整備計画係

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年11月30日までとする。

2 本事業の進捗状況その他やむを得ない事情により必要があるときは、甲乙協議の上、本協定の有効期間を延長し、又は短縮することができる。

(対話への協力及び資料の提出)

第6条 乙は、募集要領第3章4「事業協力者の協力内容」に沿って、甲との対話に協力し、必要な意見、助言、情報提供、提案等を行うものとする。

2 対話は、全4回程度を予定する。ただし、対話の回数、時期、内容及び進め方については、本事業の検討状況に応じ、甲乙協議の上変更することができる。

3 乙は、各回の対話に当たり、甲が必要と認める資料を提出するものとする。ただし、当該資料は、甲乙の対話を円滑に進めるために必要な範囲のものとし、確定的な施設配置、工事費、工期、テナント構成、事業スキーム等の提示を義務付けるものではない。

4 乙は、全4回の対話終了後、その結果の取りまとめとして、対話結果整理資料を提出するものとする。なお、当該資料は、各回の提出資料について時点修正（検討の過程で変化した部分の修正）を行うとともに、今後検討すべき事項及び積み残しの課題を整理する程度の内容を想定しており、詳細については甲乙協議の上決定する。

5 甲は、乙から提出された資料及び対話内容について、乙の個別のノウハウ又は営業秘密が特定される形で公表しないものとする。ただし、甲は、本事業の事業条件、要求水準書、契約関係書類その他本体事業者募集に係る資料の作成又は修正に必要な範囲で、乙から得た意見、助言、情報提供、提案等の内容を反映することができるものとする。

(提案内容等の取扱い)

第7条 乙が本協定に基づき提出した資料、情報提供、提案その他対話内容については、募集要領第6章1「提出書類等に関する留意事項」に準じて取り扱うものとする。

2 甲は、柏市情報公開条例その他関係法令に基づき、乙が提出した資料等について公開を求められた場合は、乙と協議の上、公開

の可否及び範囲について判断するものとする。

- 3 甲は、乙の個別のノウハウ、営業秘密その他秘密として取り扱うべき情報については、法令上開示を要する場合を除き、その取扱いに十分留意するものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく対話又は本事業に関し知り得た相手方の秘密情報及び個人情報を、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 相手方の事前の書面による承諾を得た場合

(2) 法令又は裁判所若しくは行政機関の命令により開示を求められた場合

(3) 本事業の検討又は本協定の履行に必要な範囲で、甲のアドバイザー、乙の構成員、乙の関連会社、弁護士、税理士、公認会計士その他専門家に開示する場合

(4) 既に公知となっている情報又は開示を受けた後に受領者の責めによらず公知となった情報である場合

- 2 前項第3号に基づき第三者に秘密情報を開示する場合、甲又は乙は、当該第三者に対し、本条と同等の守秘義務を負わせるものとする。

- 3 本条の規定は、本協定の有効期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(知的財産権等)

第9条 乙が本協定に基づき提出する資料、情報提供、提案その他対話内容に第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となる内容が含まれる場合、乙は、自己の責任において必要な権利処理を行うものとする。

- 2 前項に定める権利の侵害に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、乙が自己の責任と負担においてこれを処理するものとする。ただし、当該紛争が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合は、この限りでない。

- 3 甲は、本事業の事業条件、要求水準書、契約関係書類その他本事業募集に係る資料の作成又は修正に必要な範囲で、乙が提

出した資料，情報提供，提案その他対話内容を利用することができるものとする。この場合において，甲は，乙の個別のノウハウ又は営業秘密の取扱いに配慮するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第10条 甲及び乙は，相手方の事前の書面による承諾なく，本協定に関連して生じる権利又は義務を第三者に譲渡し，引き受けさせ，又は担保に供してはならない。

（協定の解除）

第11条 甲及び乙は，本協定に定める場合を除き，本協定を一方的に解除することはできない。

2 甲及び乙の責めに帰さない社会経済情勢の変化，天災地変，法令の制定改廃その他やむを得ない事情により，本協定の継続が困難であると甲乙が認めた場合は，甲乙協議の上，本協定を解除することができる。

3 甲又は乙は，相手方が本協定に違反した場合，相当の期間を定めて是正を求めることができる。この場合において，相手方が当該期間内に是正しないときは，本協定を解除することができる。

4 前2項の規定に基づき本協定が解除された場合，甲及び乙は，本協定の解除時点までにそれぞれが本事業に関して支出した費用を各自の負担とすること及び相互に債権債務関係が生じないことを確認するものとする。ただし，相手方の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は，この限りでない。

（暴力団等でないことの表明等）

第12条 甲及び乙は，それぞれ相手方に対し，本協定の締結日から協定の有効期間の満了の日までの間，次に掲げる事項を表明し，及び保証する。

(1) 自らが暴力団，暴力団関係団体，いわゆる総会屋その他反社会的勢力又はその構成員（以下「暴力団等」という。）ではないこと。

(2) 自らの役員又はこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる社員，債権者若しくは株主等の出資者が暴力団等ではないこと。

(3) 甲又は乙が本協定に基づく協力のため第三者を利用する場合

には、当該第三者が暴力団等でないこと。

(暴力的犯罪行為等の排除)

第13条 甲若しくは乙について、前条第1号及び第2号の規定に反する事実が判明したとき、又は甲若しくは乙が自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められるときは、他方当事者は、何らの通知催告を要せず本協定を解除することができる。

(1) 傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、拳銃不法所持等の暴力的犯罪行為

(2) 他方当事者に対する暴力団等の威力を背景とした態度、言動等

(3) 他方当事者の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為

(4) 他方当事者の名誉、信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為

2 前条第3号の規定に反する事実が判明した場合においては、他方当事者は、当該第三者との関係を速やかに解消することを求めることができる。この場合において、相当期間内に関係が解消されたことの証明がないときは、本協定を解除することができる。

3 前2項の規定により本協定を解除された者は、本協定の解除により生じる損害について、他方当事者に一切の賠償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第14条 甲又は乙は、相手方が本協定に違反したことにより損害を受けた場合、相手方に対し、当該損害の賠償を請求することができる。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄)

第16条 本協定に関する訴訟については、本事業の対象地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上，本協定締結の証として本書2通を作成し，甲及び乙それぞれ記名押印の上，各自1通を保有するものとする。

令和8年●月●●日

柏市柏五丁目10番1号

甲 柏市

柏市長 太 田 和 美

乙 事業協力者

(代表者)

●●県●●市●●町●丁目●番●号

●●●●●株式会社

● ● ● ●

(構成員)

●●県●●市●●町●丁目●番●号

株式会社●●●●●

● ● ● ●